

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 8 月 29 日 (金) 号外第 92 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (56) (福利厚生室) . . . . . 3
	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 (57) (景観まちづくり課) . . . . . 4

## ==== 公布された条例のあらまし ====

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 休業補償等の金額の算定に用いる補償基礎額の定義を定めた規定中、議員の報酬の名称を議員報酬（現行 報酬）に改める。
- (2) 施行期日は、平成20年 9 月 1 日とする。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

車いす使用者用便房の設置基準を適用する特別特定建築物の建築の規模を見直す。

## 2 条例の概要

- (1) 学校以外の特別特定建築物については、その用途に応じて、床面積の合計が100平方メートル以上、200平方メートル以上、500平方メートル以上、1,000平方メートル以上又は2,000平方メートル以上（現行床面積の合計が100平方メートル以上）で車いす使用者用便房の設置基準を適用することとする。  
学校については、現行どおり（特別支援学校100平方メートル以上、特別支援学校以外の学校2,000平方メートル以上）。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第56号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 略 2～4 略 5 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1）議会の議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた <u>議員報酬</u> の月額 <small>の30分の1</small> に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額） （2）～（4） 略 6～9 略	（定義） 第2条 略 2～4 略 5 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1）議会の議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた <u>報酬</u> の月額 <small>の30分の1</small> に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額） （2）～（4） 略 6～9 略

### 附 則

この条例は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第57号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号（<u>学校に適用する場合に限る。</u>）及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。</p>	<p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。